

指定試験実施機関と指定登録機関の役割について（案）

論点	指定試験実施機関	指定登録機関
1. 機関の位置づけ	・文部科学大臣に代わって(資格試験/登録業務)を行う機関	
2. 機関の数	・それぞれ1機関のみ(機関の重複は可)	
3. 指定機関の種類	・一般社団法人又は一般財団法人	
4. 指定を受けるための手続き	<p>以下の事項を記載した申請書及び添付書類の文部科学大臣への提出が必要 【申請書記載事項】 法人の名称、住所、代表者の氏名、電話番号 業務を行う事業所の所在地、電話番号</p> <p>【添付書類記載事項】 定款又は寄附行為、登記事項証明書 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における財産目録、賃借対照表(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録) 申請の日の属する事業年度における事業計画書、収支予算書 会計の監査の結果を記載した書類 申請に関する法人としての意思の決定を証明する書類 ⑥役員の氏名、略歴を記載した書類 資格試験業務以外の業務の種類、概要を記載した書類 資格試験業務の実施に関する計画を記載した書類(試験業務規程の記載事項、資格試験業務に関する事業計画及び収支予算、手数料の額とその積算根拠) 試験業務を行おうとする者が欠格条項に該当しない法人であることを誓約する書面 試験科目全てについて、要件を満たした試験委員により問題の作成、採点が行われることを証明する書類 試験委員の経歴を記載した書類 試験の実施に関する計画の策定方法に関する文書 資格試験業務に関する公正の確保に関する事項を記載した文書 資格試験業務の専任の部門が置かれていることを説明した書類</p>	<p>【添付書類記載事項】 定款又は寄附行為、登記事項証明書 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における財産目録、賃借対照表(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録) 申請の日の属する事業年度における事業計画書、収支予算書 会計の監査の結果を記載した書類 申請に関する法人としての意思の決定を証明する書類 ⑥役員の氏名、略歴を記載した書類 登録事務以外の業務の種類、概要を記載した書類 登録事務の実施に関する計画を記載した書類(登録事務規程の記載事項、登録事務に関する事業計画及び収支予算、手数料の額とその積算根拠) 指定を受けようとする者が欠格条項に該当しない法人であることを誓約する書面</p>

論点	指定試験実施機関	指定登録機関
5. 機関の欠格条項	<ul style="list-style-type: none"> ・大臣は、登録/指定の申請を行う者が、次のいずれかに該当するときは登録をしてはならない。 資格制度の根拠となる法律又はその法律に基づく大臣の命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終えるか執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない法人 大臣に指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない法人 業務を行おうとする者の役員の中に、上記 に該当する者がある法人 業務を行おうとする者の役員の中に、大臣の命令によって解任され、その解任の日から二年を経過しない者がある法人 その行う事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができない恐れがある法人 	
6. 指定の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・他に指定を受けた者が無く、以下の全ての要件を満たす場合にのみ試験実施機関として大臣が指定 法令に定める試験科目の全てについて試験を行うこと 法令に定める要件を満たした試験委員が試験の問題の作成、採点を行うこと。 資格試験業務の専任の部門を置くこと。 試験の信頼性を確保するための措置が取られていること。 a)試験に関する不正行為を防止するための措置を講じること。 b)終了した試験の問題とその合格基準を公表すること。 c)資格試験業務に関する計画を定めていること。 (必要な職員の確保、必要な事務所・設備の確保、経理区分を含むもの) d)資格試験業務に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的、技術的な基礎を有していること。(全国的な規模で毎年1回以上資格試験を実施できる資産と能力を有すること、客観的な評価ができるよう必要な措置を講じること、資格試験以外の業務を行っていることによって資格試験業務が不公正になるおそれがないよう必要な措置を講じること) 	<ul style="list-style-type: none"> ・他に指定を受けた者が無く、以下の全ての要件を満たす場合にのみ指定登録機関として大臣が指定 職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適性かつ確実な実施のために適切なものであること。 登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
7. 試験委員の適性	<ul style="list-style-type: none"> ・指定試験実施機関は、試験事務を行う場合において、公認日本語教師として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、試験委員に行わせなければならない。 ・試験委員は以下のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。 学校教育法による大学・短期大学において言語学又は教育学に関する科目を担当する教授・准教授の職にあるもの、又はあった者 日本語教師の職に5年以上従事した経験を有する者 上記 と同等以上の知識及び経験を有する者(例：外国の大学で言語学又は教育学に関する科目の教授・准教授に相当する職にある者など) 	-

論点	指定試験実施機関	指定登録機関
<p>8. 役員・委員に関する要件</p>	<p>・指定試験実施機関が役員又は試験委員を選任・解任した際に大臣に提出する届出書には、以下の事項を記載する(届出書は遅滞なく届けられることとする)</p> <p>【届出書記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 選任・解任された役員又は試験委員の氏名 選任・解任の年月日 選任・解任の理由 選任の場合には、選任された者の略歴 <p>役員の選任の場合には、当該役員は、資格制度の根拠となる法律又はその法律に基づく大臣の命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終えるか執行を受けることが無くなった日から二年を経過しない者でないことを誓約する書面</p> <p>⑥試験委員の選任・解任の場合には、法令で定められた試験科目について、試験委員により問題の作成・採点が行われることを証明する書類</p>	<p>・指定登録機関は、役員を選任・解任した際に大臣に提出する届出書には、以下の事項を記載する。(届出書は遅滞なく届けられることとする)</p> <p>【届出書記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 選任・解任された役員の氏名 選任・解任の年月日 選任・解任の理由 選任の場合には、選任された者の略歴 <p>選任の場合には、当該役員は、資格制度の根拠となる法律又はその法律に基づく大臣の命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終えるか執行を受けることが無くなった日から二年を経過しない者でないことを誓約する書面</p>
<p>9. 業務規程</p>	<p>・(指定試験実施機関/指定登録機関)は、(試験業務規程/登録事務)に関する規程を定め、業務の開始前に大臣の認可を受けなければならない。(規程を変更する際も同様)</p> <p>・大臣は、(試験業務規程/登録事務規程)が、(試験/登録事務)の确实かつ適正な実施をする上で不適當となった場合、当該機関に対し規程の変更を命じることができる。</p> <p>【試験業務規程記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格試験業務を行う時間・休日に関する事項 資格試験業務を行う場所・試験地に関する事項 資格試験業務の実施の方法に関する事項 資格試験業務の信頼性を確保するための措置に関する事項 試験の受験の申込みに関する事項 <p>⑥試験の受験手数料の額及びその収納の方法に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 試験の問題の作成及び試験の合否判定の方法に関する事項 終了した試験の問題及び試験の合格基準の公表に関する事項 試験の合格証明書の交付・再交付に関する事項 試験委員の選任・解任に関する事項 資格試験業務に関する秘密の保持に関する事項 不正受験者の処分に関する事項 資格試験業務に関する帳簿・書類の管理に関する事項 法令で作成が求められる財務諸表等の備付け・閲覧等の方法に関する事項 その他資格試験業務の実施に関し必要な事項 	<p>【登録事務規程記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録事務を行う時間及び休日に関する事項 登録事務を行う場所に関する事項 登録の実施の方法に関する事項 手数料の収納の方法に関する事項 登録の更新を受けるための手数料の額 <p>⑥登録証の交付、再交付又は訂正に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録事務に関して知りえた秘密の保持に関する事項 登録事務に関する帳簿及び書類並びに公認日本語教師の名簿の保存に関する事項 その他登録事務の実施に関し必要な事項

論点	指定試験実施機関	指定登録機関
10. 業務の休廃止	<p>・(指定試験実施機関/指定登録機関)は、次の事項を記載した申請書を提出し、大臣の許可を得なければ、業務の全部又は一部を休止・廃止してはならない。</p> <p>【申請書記載事項】</p> <p>休止し、又は廃止しようとする事務の範囲</p> <p>休止し、又は廃止しようとする年月日</p> <p>休止しようとする場合にあっては、その期間</p> <p>休止又は廃止の理由</p>	
11. 財務諸表等	<p>・指定試験実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書又は収支計算書、事業報告書(「財務諸表等」という)を作成し、5年間、その事務所に備えておかななくてはならない。(財務諸表等は電磁記録での作成をもって代えられることとする。)</p> <p>・資格試験を受けようとする者などの利害関係人は、指定試験実施機関の業務時間内はいつでも、財務諸表等の閲覧、謄本、抄本等の請求ができることとする。</p>	-
12. 解任命令	<p>・大臣は、(指定試験実施機関の役員・試験委員/指定登録機関の役員)が、資格制度の根拠法律、根拠法律に基づく命令・処分、業務規程に違反する行為をしたとき、又は業務の実施に関し著しく不適当な行為をしたときは、当該機関に対し当該役員(・試験委員)の解任を命じることができる。</p>	
	<p>・大臣の命令により試験委員の職を解任され、解任の日から2年を経過しない者は、試験委員となることができない。</p>	-
13. 秘密保持義務等	<p>・(指定試験実施機関の役員・職員(試験委員含む)/指定登録機関の役員・職員)、又はこれらの職にあった者は、業務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。</p> <p>・業務に従事する(指定試験実施機関/指定登録機関)・職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p>	
14. 適合命令等	<p>・大臣は、(指定試験機関/指定登録機関)が法令で定める指定の要件に適合しなくなった場合には、当該機関に対し、これらの規定に適合するための必要な措置を命じることができる。</p> <p>・大臣は、業務の適正な実施を確保するため必要がある時は、当該機関に対し、業務の実施に関し監督上必要な命令をすることができる。</p>	

論点	指定試験実施機関	指定登録機関
15. 指定の取消し等	<p>・大臣は、(指定試験実施機関/指定登録機関)が法令で定められた欠格条項に該当した場合には、指定を取り消さなければならない。</p> <p>・大臣は、指定試験実施機関が以下のいずれかに該当する時は、指定の取消し、又は期間を定めて資格試験業務の全部又は一部の停止を命じることができる。 【指定取消し等の要件】 不正の手段により大臣の指定を受けたとき 大臣の認可を受けた試験業務規程によらないで資格試験業務を行ったとき 大臣の命令に違反したとき 大臣の許可無く、資格試験業務の全部又は一部の休止・廃止を行ったとき 法令で作成することとなっている財務諸表等を作成しなかったとき ⑥法令で備えることとなっている帳簿を保存していなかったとき 正当な理由無く、財務諸表等の閲覧等の請求を拒んだとき</p>	<p>・大臣は、指定登録機関が以下のいずれかに該当する時は、指定の取消し、又は期間を定めて登録事務の全部又は一部の停止を命じることができる。 【指定取消し等の要件】 不正の手段により大臣の指定を受けたとき 大臣の認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行ったとき 大臣の命令に違反したとき 大臣の許可無く、登録事務の全部又は一部の休止・廃止を行ったとき 法令で作成することとなっている財務諸表等を作成しなかったとき ⑥法令で備えることとなっている帳簿を保存していなかったとき</p>
16. 帳簿の記載	<p>・指定試験実施機関/指定登録機関は、以下の事項を記載した帳簿(電磁的記録による代替可)を備え、業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。</p> <p>【帳簿記載事項】 試験年月日 試験地 受験者の受験番号、氏名、生年月日、住所、合否の別 受験者の試験の合格年月日 ・指定試験実施機関は、以下の書類を、試験を実施した日から三年間保存しなければならない。 【三年保存書類】 試験の受験申込書とその添付書類 終了した試験の問題と答案用紙</p>	<p>【帳簿記載事項】 登録申請受付年月日 登録申請を受け付けた事務所の所在地 登録申請をした者の氏名、生年月日、性別、住所、事務所の所在地、事務所の名称及び登録の可否 登録年月日</p>

論点	指定試験実施機関	指定登録機関
17. 報告等	<p>・大臣は、業務の適正な実施を確保するため必要があるときは、指定試験実施機関/指定登録機関に対し、業務に関する必要な報告を求めることができるほか、担当省庁の職員に当該機関の事務所に立ち入り、業務の状況、帳簿、書類などを検査させることができ、又は関係者に質問させることができる。</p>	
18. 公示	<p>・大臣は、以下の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。 【官報公示事項】 指定試験実施機関/指定登録機関の指定をしたとき 業務の全部又は一部の休止・廃止の許可をしたとき 指定試験実施機関/指定登録機関の指定を取り消したとき 業務の全部又は一部の停止の命令をしたとき 試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき</p>	
19. 登録証の交付	-	<p>・指定登録機関は、日本語教師の登録をしたときは、申請者に以下の事項を記載した公認日本語教師登録証を交付する。 氏名、生年月日、性別、住所 事務所の名称、所在地</p>
20. 登録の消除	-	<p>・指定登録機関は、公認日本語教師の登録がその効力を失ったときは、その登録を消除しなければならない。</p>